第90号議案

豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年11月29日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年豊後大野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号イ又は口に掲げる区分に応じ、それぞれ同号イ又は口」に改め、同項第3号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第4号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項 第1号イ又は口に掲げる区分に応じ、それぞれ同号イ又は口」に改め、同項第5号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同項第6号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。